

○京都府立大学学長特別補佐に関する規程

(令和2年京都府立大学規程第3号)

(設 置)

第1条 京都府立大学に、学長特別補佐を置く。

(職 務)

第2条 学長特別補佐は、学長を補佐するとともに、学長が指示する事項を処理するものとする。

(選任の基準及び手続)

第3条 学長特別補佐は、学長が大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから任命する。

(任 期)

第4条 学長特別補佐の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、当該学長特別補佐を任命する学長の任期の末日を超えないものとする。

2 学長特別補佐は、学長が辞任したとき又は欠員となったときは、辞任するものとする。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、学長特別補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。